平成２９年（フ）第１８７号
佐賀市諸富町大字諸富津55番地８
破産者　吉開　紹仁
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
愛知県岡崎市六供町字３丁目21番地　ステープル六供　202、前住所愛知県岡崎市井田町字３丁目91番地２　ネオシティ岡崎　1311
破産者　澤井　孝子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県明石市藤江968番地の31
破産者　バルサンバルこと　川上　尚子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番14―603号
破産者　山本　浩史
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
兵庫県明石市魚住町西岡2382番地
破産者　山本　義一
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３号
奈良県五條市岡町887番地の２
破産者　中山　　純
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第４号
和歌山県新宮市千穂１丁目４番37号、開始決定時の住所和歌山県新宮市緑ケ丘１丁目９番４号
破産者　竹中　美恵
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第３４４号
北九州市小倉南区朽網東６丁目11番14号
破産者　久我　元子
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７号
福岡県田川郡香春町大字高野1226番地18　吉永方、前住所佐賀県鳥栖市元町1237番地２　ロワールマンション鳥栖408
破産者　中村小百合
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第５６５号
千葉県浦安市堀江１丁目14番37号　ハイツスワニー（102）
破産者　宇田川幸夫
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３５６号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目６―12―102
破産者　加藤　健一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２号
東京都文京区小石川１丁目10―５―211
破産者　飯吉　正雄
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３号
東京都北区赤羽西２丁目５―６―202
破産者　邉見　武朗
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５号
東京都墨田区東向島５丁目18―１―705
破産者　伊藤　則一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５５８号
東京都板橋区赤塚２丁目32―10―111、開始決定時の住所東京都板橋区徳丸５丁目29―７
破産者　倉岡　洋一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５８１号
東京都新宿区早稲田鶴巻町556、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区弁天町177番地
破産者　株式会社松菱洋紙店
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５８２号
東京都練馬区平和台４丁目26―８―204
破産者　石井　庸一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７９２号
千葉県船橋市丸山３丁目23―10
破産者　須藤　芳彦
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６０号
東京都練馬区関町南３丁目32―９
破産者　伊藤　洋基
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部